

○津市水道水源保護条例

昭和63年2月8日
条例第1号

改正	昭和63年3月29日条例第7号	平成元年3月29日条例第8号
	平成3年3月28日条例第8号	平成5年3月30日条例第5号
	平成7年3月30日条例第4号	平成7年3月30日条例第5号
	平成8年3月28日条例第5号	平成9年3月28日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づき、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源 法第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺の地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。
- (2) 水源保護地域 本市の水道に係る水源及びその上流地域で、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する区域をいう。
- (3) 対象事業 別表に掲げる事業をいう。
- (4) 規制対象事業場 対象事業を行う工場その他の事業場のうち、水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのある工場その他の事業場で、第8条第3項の規定により規制対象事業場と認定されたものをいう。
- (5) 広域水源保護 本市、久居市及び美里村の区域に係る水源の保護をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、水源の保護に係る施策を実施しなければならない。

(管理者の責務)

第4条 管理者は、水源の水質の保全に努めなければならない。

(住民等の責務)

第5条 何人も、本市が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

(水源保護地域の指定等)

第6条 管理者は、水源の水質を保全するため、水源保護地域を指定することができる。

2 管理者は、水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ津市水道水源保護審

議会の意見を聽かなければならぬ。

- 3 管理者は、第1項の規定により、水源保護地域の指定をしたときは、その旨を直ちに公示するものとする。
- 4 前2項の規定は、管理者が水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

(規制対象事業場の設置の禁止)

第7条 何人も、水源保護地域のうち、本市の区域内において、規制対象事業場を設置してはならない。

(事前の協議及び措置等)

第8条 水源保護地域のうち、本市の区域内において、対象事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ管理者に協議するとともに、関係地域の住民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置を探らなければならない。

2 管理者は、事業者が前項の規定による協議をせず、又は同項の措置を探らず、若しくは採る見込みがないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該協議をし、又は当該措置を探るよう勧告するものとする。

3 管理者は、第1項の規定による協議の申出があった場合において、津市水道水源保護審議会の意見を聴き、規制対象事業場と認定したときは、事業者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

(一時停止命令)

第9条 管理者は、事業者が前条第2項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて対象事業の実施の一時停止を命ずることができる。

(措置要請)

第10条 管理者は、水源保護地域のうち、本市の区域外において、対象事業を行おうとする者があるときは、関係地方公共団体に対し、適当な措置を採ることを要請するものとする。

(広域水源保護の相互協力)

第11条 本市は、広域水源保護のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体等に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に規定する協議会の設置その他の協力を要請するものとし、関係地方公共団体等から本市に対し、当該協力の要請があったときは、これに応ずるものとする。

(審議会の設置)

第12条 水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、津市水道水源保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、本市の水道に係る水源の保護に関する重要な事項について、調査審議する。

(組織)

第13条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第15条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第16条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の庶務は、水道局水道総務課において処理する。

5 第12条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(委員の報酬及び費用弁償)

第13類 津市水道水源保護条例

第17条 委員の報酬の額は、日額8,800円とする。

- 2 委員の費用弁償の額は、津市職員等の旅費に関する条例（昭和42年津市条例第5号）別表第1に定める額と同一の額とする。
- 3 委員の報酬及び費用弁償の支給方法については、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年津市条例第17号）第1条第1項に規定する委員等の例による。
(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(罰則)

第19条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条の規定に違反した者
- (2) 第9条の規定による命令に違反した者

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、昭和63年2月25日から施行する。ただし、第12条から第17条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月29日条例第7号抄）

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月29日条例第8号抄）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月28日条例第8号抄）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月30日条例第5号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月30日条例第4号抄）

第13類 津市水道水源保護条例

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月30日条例第5号抄）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月28日条例第5号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第4号抄）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

第13類 津市水道水源保護条例

別表（第2条関係）

事業の名称
1 碎石業
2 砂利採取業
3 産業廃棄物処理業